

後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について

後期高齢者医療制度は、前年中の所得により医療機関の窓口で支払う一部負担金の自己負担割合を判定します(自己負担割合は保険証に記載されています)。お医者さんにかかるときは、保険証を忘れずに窓口提示してください。

国保年金課(千代田庁舎)

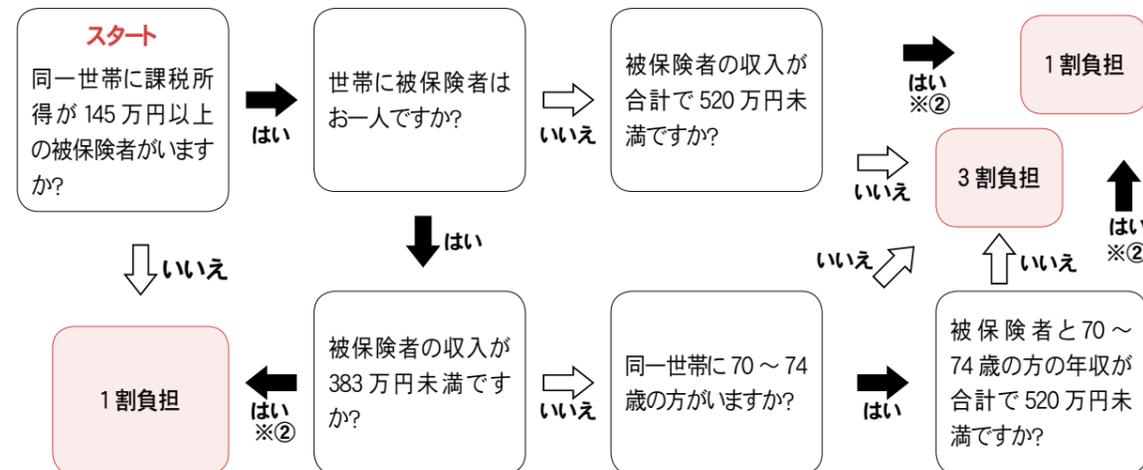
負担割合の判定方法

負担割合は前年の所得が確定した後、または、世帯構成に変更があった場合にも見直します。

負担金割合	所得区分	前年中の所得など
3割	現役並所得者	同一世帯に住民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者(※①)がいる方。ただし、年収が次の基準額に満たない方は、市役所の窓口申請、広域連合が認めた場合、一部負担金の割合が一割になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人で収入が383万円未満 ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計金額が520万円未満 ③同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70～74歳の方がいる場合は、その方の収入を合わせて520万円未満
	一般	現役並み所得者、低所得者II、低所得者I以外の方。(課税世帯)
1割	低所得者II	世帯の全員が住民税非課税の方(低所得者I以外の方)
	低所得者I	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

※①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者やその方と同じ世帯の被保険者は住民税の課税所得が145万円以上であっても、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下であれば、自己負担割合が1割になります。

一部負担金割合「判定の流れ」



※申請書(基準収入額適用申請書)は該当されるかたに、市役所からお送りしています

※②申請して認められた場合

皆さん! 普段の生活を見直してください



環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

市では、循環型社会(3R)を推進しています。循環型社会は、天然資源の流れを「生産⇒消費・使用⇒廃棄」の一方通行にせず、天然資源の消費・使用をできる限り減らして、循環(繰り返し利用)できる仕組みをつくる社会のことをいいます。皆さんも環境問題を考え、ぜひ取り組んでください。

循環型社会(3R)ってなに?

高
↑
「3R」の優先度
↓
低

R リデュース Reduce ▶▶▶ごみになるものを減らすこと

- ▶「減らす、少なくする」という意味で、ごみを減らすことを指します。ごみになるものを家庭に持ち込まないために次のことを始めてみましょう。
- ▶買い物にはマイバックを持参して行こう
- ▶余計なものを買わないでよく考えて買い物をしよう
- ▶生ごみの水切りを行ったり、堆肥化を実践しよう



R リユース Reuse ▶▶▶繰り返し何度も使うこと

- ▶一度使ったものを繰り返し使うという意味です。自分では必要ないと思うものでも、必要としている人がいるかもしれません。ごみにしてしまう前に別の使い道を考えてみましょう。
- ▶修理して大事に使う
- ▶フリーマーケットなどを利用する
- ▶必要としている人に譲る



R リサイクル Recycle ▶▶▶もう一度資源として使うこと

- ▶もう一度資源として使用するという意味です。ごみに混ぜれば処分されてしまいますが、分別すれば資源として再び有効利用され、ごみの減量にもつながります。
- ▶正しく分別しよう
- ▶再生品を利用しよう



補助金を交付

一般家庭での生ごみ処理を推進し、生ごみの減量化・再資源化を図るために、3タイプの生ごみ処理容器および生ごみ減量化機器の購入費の一部に対し補助金を交付しています。なお、補助金には限りがありますので、事前にお問い合わせください。

コンポスト容器	EMIぼかし容器	電気式生ごみ処理機
1世帯2基まで4,000円を限度(補助率1/2)	1世帯2基まで2,000円を限度(補助率1/2)	1世帯1基のみ20,000円を限度(補助率1/2)